



## 神々が集う出雲で 能と古事記を愛でる！旅

日程：令和6年8月31日(土)～令和6年9月1日(日) 1泊2日

利用バス会社：出雲観光タクシー

ご旅行代金 おひとり様 **¥45,000円**  
(申込金 20,000円)

宿泊先 ツインリープスホテル出雲

- 最少催行人数 15名
- バスガイド無し(添乗員が同行)
- 旅行代金に含まれるもの・・・バス代金、宿泊代(1泊朝食付)、昼食代(2日間)、チケット代金
- ホテル到着後、自由行動(夕食は付いていませんので、各自でお願い致します)。



行 程	一 日 目	出雲空港	====	JR 出雲市駅	====	昼食(大社周辺)	====	出雲大社	====	日御碕神社	====	ホテル(夕食は各自でお取り下さい)
		(出発)		(乗車)		(昼食)		(御参拜)		(観光)		(宿泊:1泊朝食付)
		11:00				12:00/13:00		13:20/15:30		15:50/17:00		17:40
	二 日 目	ホテル	====	玉作湯神社	====	島根ワイナリー	====	大社文化プレイスうらら館	====	万九千神社	====	出雲空港
		出発		(観光)		(ショッピング・昼食)		(能・古事記)		(見学)		到着
		9:00		9:40/10:10		11:00/12:15		12:25/15:30		16:00/16:30		17:00

**国内旅行条件(要約)** ※お申込みの際はご確認下さい。詳しい旅行取引条件説明書は別途お渡ししますのでお申し出下さい。

1、本旅行条件書の意義  
本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書の一部となります。

2、募集型企画旅行契約  
(1)この旅行は、当社が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。  
(2)旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)によります。尚、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面があるコースについてはそれも含みます。(以下「最終旅行日程表」といいます。)

3、旅行のお申込みと契約の成立時期  
(1)当社にて、当社所定の旅行申込書に必要事項を記入のうえ申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。  
(2)当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日から当社の指定する日までに申込書の提出と申込金の支払が必要です。

4、旅行契約内容の変更—当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは変更後にご説明いたします。

5、旅行代金の額の変更  
当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

(1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金の増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様に通知いたします。  
(2)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

6、取消料  
(1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には取消料をいただきます。また宿泊を伴うコースで一緒(同室)にご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。  
(2)旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。(3)お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を収受します。

旅行契約解除の時期	取消料
旅行出発日の前日から起算して 21日前まで	無料
旅行開始日の前日から起算して 20日前まで (且つ旅行にあっては 10日目)	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算して 7日前まで	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始当日	旅行代金の 50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の 100%

**【旅行企画・実施・お申込み】国際医橋株式会社 島根営業所**  
《東京都知事登録旅行業第2-7745号 旅行業務取扱管理者 宇都宮 睦登》  
〒699-0722 島根県出雲市大社町北荒木 854-3 (有)出雲観光タクシー内  
TEL 0853-25-7201 FAX 0853-53-6020

**【企画協力】有限会社 出雲観光タクシー**  
〒699-0722 島根県出雲市大社町北荒木 854-3  
TEL 0853-53-6010 FAX 0853-53-6020